

議 事 日 程 (第1号)

平成22年6月22日(火曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 例月出納検査結果報告
日程第4 平成21年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第5 議員派遣の件
日程第6 一般質問
日程第7 議案第42号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第44号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第45号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第46号 平成22年度東白川村一般会計補正予算(第2号)
日程第12 議案第47号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第13 議案第48号 財産の取得について
日程第14 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員(7名)

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	今 井 俊 郎	会 計 管 理 者	安 江 清 高
村 民 課 長	小 池 毅	産 業 建 設 課 長	松 岡 安 幸
教 育 課 長	安 江 宏	診 療 所 事 務 局 長	安 江 弘 企
地 域 振 興 係 長	桂 川 憲 生	情 報 通 信 係 長	今 井 明 徳
監 査 委 員	安 江 正 彦		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 河 田 孝

開会及び開議の宣告

議長（服田順次君）

ただいまから平成22年第 2 回東白川村議会定例会を開会します。

現在の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（服田順次君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、3 番 樋口春市君、5 番 今井保都君を指名します。

会期の決定について

議長（服田順次君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 25 日までの 4 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 25 日までの 4 日間に決定しました。

例月出納検査結果報告

議長（服田順次君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

監査委員（安江正彦君）

平成22年 6 月 22 日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江正彦、東白川村監査委員 安倍徹。

例月出納検査結果報告。

平成22年 2 月分、3 月分及び 4 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1 . 検査の対象 平成22年 2 月分、3 月分及び 4 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2 . 検査の時期 平成22年 3 月 24 日、平成22年 4 月 20 日及び平成22年 5 月 29 日。

3. 検査の結果 平成22年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

平成21年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（服田順次君）

日程第4、平成21年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 安江清高君。

会計管理者（安江清高君）

平成22年6月22日、東白川村議会議長 服田順次様、東白川村長。

平成21年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成21年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成21年度東白川村繰越明許費繰越計算書。これは、3月末日までに事業が完成しないものについて翌年度に繰り越した事業の一覧でございます。

まず一般会計ですが、2款1項の経済対策臨時交付金、村道補修整備事業、事業費が6,904万8,000円、そのうち1,894万2,000円を翌年度に繰り越ししております。繰り越した事業の財源内訳ですが、国庫支出金は1,781万6,000円、一般財源112万6,000円となっております。経済対策臨時交付金については2本ございます。3段目のきめ細やかな臨時交付金が、3段目から次のページの下から2行目のところ、地域運動場管理棟修繕事業まで14本ございます。

総務費は以上で、民生費が、3款2項の子ども手当導入準備事業、事業費84万円、翌年度繰越額も84万円。財源は、全額国庫支出金になっております。子ども手当支給プログラムの開発委託料の関係の事業でございます。

それから9款1項の消防費、全国瞬時警報システム整備事業、事業費1,530万円、繰越額1,530万円。財源は、国庫支出金が934万8,000円、村債590万円、一般財源5万2,000円ということで、一般会計の合計が18件、事業費2億5,785万6,000円、翌年度繰越額1億7,067万4,000円。財源内訳、国庫支出金1億3,924万9,000円、村債590万円、一般財源2,552万5,000円になっております。

簡易水道特別会計ですが、きめ細やかな臨時交付金事業として3本ございまして、事業費の合計が754万9,000円、繰越額も754万9,000円。財源内訳は、一般財源で754万9,000円になっておりますけれども、この一般財源は、一般会計の繰越事業の中に簡易水道繰出金という事業がございますけれども、それに対応したものでございます。

次のページに行きまして、国保診療所特別会計の方ですが、こちらもきめ細やかな臨時交付金事業の診療所空調設備改修事業ということで、事業費が844万2,000円、繰越額も844万2,000円。財源内訳が、一般財源で844万2,000円になっております。こちらも、一般会計の繰越事業の中の国保診療所会計繰出金に対応しております。

平成22年6月22日提出、東白川村長。以上です。

議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成21年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

議員派遣の件

議長（服田順次君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

議会運営委員長（安倍 徹君）

議員派遣の件について説明をいたします。

次のとおり議員を派遣する。

加茂郡消防操法大会、目的、消防団の活性化に資する、派遣場所、総合運動場、平成22年6月27日、議員全員。

二つ目として、少年の主張大会及びふれあいコンサート、教育振興に資する、はなのき会館、平成22年7月7日、議員全員。

三つ目、フィールグリーン2010、地域の活性化に資する、中川原公園、平成22年8月14日、議員全員。

次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告する件につきましては、お手元の書類をごらんいただきたいと思います。以上でございます。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

一般質問

議長（服田順次君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

2番（桂川一喜君）

今回は、3点の質問をさせていただきたいと思います。

一つは、行政から住民に十分な広報や連絡がなされているかという点、一つは、新しい技術と住民ニーズに対する取り組みについて、もう一つは、経費節減と環境対策についてという内容になります。

まず一つ目は、行政と住民との間の意思の疎通に関する質問です。

先日、CATVについてのアンケートが、放送が始まって4年たって初めてとられたわけですが、その結果、独自放送や文字放送について、どれぐらいの人が見ているかわかったと思います。どんなに人気のある番組やニュースでも、流されている時間でないと見たり聞いたりできないもの、例えばテレビですとかラジオみたいなものでは、視聴率を100%に保つのは難しいと思います。

では、CATVのアンケートでは、どれぐらいの視聴率が出ていたのでしょうか。

東白川の場合、広報のほとんどをCATVに頼っているのが現状ですが、視聴されていない世帯

については、その広報が十分に行われていないことが懸念されます。そのあたり、役場の方では、視聴が十分できていない世帯や住民に対して、どのような方法で広報と同じ内容を伝えておられるのでしょうか。今後、視聴率100%を目指しているとしても、それが実現するまでの間、視聴されていない世帯に対しての広報の必要がないわけではないと思いますが、その点、どのような配慮がなされていますか。

さて、ここまでは、役場から住民に向けての説明方法についてでしたが、逆に住民からの要望などをどうやって役場に伝えたいのか、住民が希望している方法を問いかけるアンケートが先日あったわけですが、その結果はいかがでしたでしょうか。また、実態としては、今、どのような形で村は住民の意向を察知されていますか。役場から住民へ、さまざまな連絡、広報がなされているわけですが、それらのものは、正しく伝わったかどうかを確認してこそ本当の意味があるかと思いますが、その確認作業は現在どのようにされているのかを問わせていただきます。

そもそも、説明責任ですとか説明義務に対しては、どこまで必要だと思われるのかも、あわせて伺いたいと思います。

村の広報については、以前は紙による広報がなされていましたが、4年前、CATVの放送の開始とともに廃止され、今に至っています。紙の広報は、費用や効果の面で現在の放送よりもすぐれている点が数々あったと思います。例えば各世帯に必ず配布され、事実上100%の告知方法であるという点とか、生活リズムに惑わされない点、気になる記事や重要な記事、日時などの数字関係の記事を繰り返し確認できる点、それらの多くの利点を捨てて、放送という形になっています。しかし、4年という年月を経て、再び紙による広報を復活してもよいのではないかという声も聞かれるようになっています。今後、復活される予定はあるのでしょうか。

自主放送と紙での広報、それらの利点をあわせ持つインターネットを活用した広報というスタイルもありますが、インターネットは確かに高齢者にとってはなじみの薄い方法でもあり、提供についてはまだまだ考慮すべき要素は多いと思います。ただ、そうした点を差し引いたとしても、まだまだ残るすぐれている点、例えば携帯電話等でも確認できること、情報発信が行われた途端に通知される即時性、村外にいても確認できる便利性、情報を受けることも発信することもできるなど、まだまだ上げれば切りがないほど多くの利点があります。これらを見捨てるのは、インターネットを整備するのに、過去に大きな予算を割いてきた村の姿勢としては、非常にもったいないことをしていると言わざるを得ません。人口増加の方針を打ち出そうとしている村にとっても、今後、力を入れていかなければいけない方法でもあると思います。それを踏まえて、現在、村ではインターネットの優位性を十分生かした運用に心がけておられるのかを伺います。

さて、二つ目になりますが、CATVに関連して、地上波デジタルに対応していく村の御予定について質問させていただきます。

地上波デジタルについては、CATVの活用で、すべての村民が、お金さえ出せば問題なく視聴できるという、比較的恵まれた環境になっております。これは非常に喜ばしいことだと思っております。当初は、無線でなくてもよいという見解でサービス内容が計画され、現在でもそのとおりの

運用がなされています。

地上波デジタルの特徴の一つに、ワンセグという仕組みがあります。携帯電話やノートパソコン、カーナビ等では、ワンセグ方式でテレビを見ることができるようになってきました。現に隣の加子母地区では、既にほとんどの地域でワンセグの利用が可能になっております。しかし、本村では無線での配信がなされていないため、ワンセグ方式ではテレビを見ることができないのが現状です。人口増加を考えると、本村においても、今後、無線によるワンセグの提供を考えていくことが非常に重要になってくるのではないかと考えております。共聴アンテナ組合のような小規模な団体でも導入可能な放送技術を、本村でも取り入れていかれる御予定などはございますでしょうか。

そのほかにも、CATVについては、機器の老朽化や故障による保守のための費用がどんどんと増加していくことが予想されるわけですが、そのための準備、御予定はどのようになっているかもお伺いしたいと思います。ただし、むやみやたらに保守をすることは、必ずしも費用対効果において有効とは限らないわけですが、その検証は一体どのようになされているのでしょうか。

最後の質問として、今、エコの最先端技術の一つでもあるLED照明への取り組みについて御質問いたします。

今、役場では、太陽光パネルですとか水力発電等を通じて、温暖化ガス削減への取り組みをなされていると思いますが、確かにエネルギーの自己生産という意味においてはかなりの効果があるであろうということは理解できます。しかし、生産側ばかりをどんなに改善していても、消費する側を改善しないと、村内のエネルギー消費量は横ばいのままになってしまいます。

そこで、導入コストが高いという唯一の欠点がありますが、消費電力が少なく、寿命が長く、発熱量も少ないLED照明が候補に挙がってくると思います。特に森林を環境面でも売り出そうとしている村のイメージアップにもつながると思うので、LED照明の導入の予定と、ある程度のタイムスケジュールについて、どう予定されているかもあわせてお伺いしたいと思います。

それと関連して、既に役場が行っているそのほかの省エネに関する経費節減の取り組みは何があるのか、また、今後具体的に予定しているものがあれば、それもあわせてお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

桂川一喜議員にお答えをいたします。

ただいまの御質問は、住民に対しての広報の御質問でございます。

現在は、御存じのようにCATVによるお知らせが一番多く、次が自治会配布による文書で、予算、決算にかかわるもの、年間行事のカレンダーなどとともに、その時々のもも配布しております。行政として公開しなくてはならないものはもちろん、公開できるものは一つでも多く公開いたします。村のホームページにも公開をしております。

次に、情報通信機器の今後の保守についてですが、議員御指摘のように、情報通信は日進月歩で

あり、すぐに時代おくれとなる可能性がございますので、修理や改良は慎重に行うべきと考えております。議員もその方面のプロでございますので、今後とも御指導いただきますようお願いをいたします。

次に、省エネの推進についてですが、ことしから太陽光発電に補助金を出して奨励することにいたしました。ぜひ村民の皆様も御協力をお願いしたいと思います。また、小水力発電についても研究しておりますが、二酸化炭素排出削減には、森林の整備が東白川村に一番ふさわしい事業と考えております。また電力の消費削減も、議員御指摘のように大変大切なことと考え、役場庁舎はもちろん、村の施設すべてにおいて、電気の無駄遣いをしないように指示しております。

お話のLEDについてですが、高かった照明器具もだんだん安くなったと聞いております。一度費用対効果を検証し、取り入れていくべきと思っております。

全般の細部について、また係から補足をいたします。以上でございます。

議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

それでは、細部について私の方からお答えをさせていただきます。

まず住民説明の充実度について、特に視聴率についての御質問でございますが、この前のアンケートの回答率はおよそ75%でございました。この中で、「毎日または平日のみ見ている」など高視聴率世帯はおよそ35%、「時々見ている」などの中視聴率世帯はおよそ38%、「ほとんど見ていない」、未回答などの低視聴率世帯がおよそ27%という回答でございました。

次に、視聴をしていない世帯への広報はどうかという御質問でございますが、重要な施策については自治会長さんを通じて全戸配布しております。また、健康診断や会議などの通知は、個人あてに通知をされております。これらにより、重要事項の周知は行われていると考えております。また、有線放送に加え、伝文字を流すことにより対応しております。「ほっと茶んねる」をごらんいただいている御家庭については、よりよい番組を提供していくことで、ごらんいただけるように努力をしていきたいと思っております。

次に、村民アンケートにおいて、行政に対する各種希望をどのような方法で伝えたいのかという質問に対するお答えでございますが、この前の住民アンケートの結果でございます。総回答数が1,930件のうち、「村民から村づくりの提案を受け付けるような仕組みをつくる」ということに回答をいただいた方が731件、次に「地元議員が地域のニーズを把握して、議会活動を通じて反映させる」が519件、「自治会長や各種団体の代表者が村へ要望書を提出する」が378件、「村づくり推進協議会を活性化させる」が302件という結果でございました。今後、集落座談会の開催など、村民の皆様の声を直接聞いていく活動が必要であると考えております。また、議員活動への期待の大きさもうかがえる結果であったと思っております。

次に、行政側として、村民からの希望を具体的にどのような方法で収集しているかという観点でございますが、ホームページに御意見箱が設置してあり、件数はさほど多くありませんが、御意見

を伺う機会となっております。また、診療所には御意見箱が設置してございます。こちらの方にも、件数は多くございませんが、直接御意見をいただく場合がございます。

次に、集落や団体等からの要望は、自治会長さんや区長を通じたり、議員さんを通じて、要望書として上がってくるのが多い例だと思えます。電話等で直接、例えば道路の破損などの情報や苦情は、担当課で書類を作成し、てんまつを上司まで報告することになっております。

次に、各種広報の結果が正しく全村民に伝わったかどうかをどのように確かめているかという観点の御質問については、直接情報収集することは難しいということでございますので、案内をしましたイベントや会議などの参加人数などの成果で一応検証をしております。成果が悪かった場合は、再考をしてみたいという形でございます。

次に、行政としてどこまでの広報義務、広報責任があると考えているかという観点でございますが、村民の皆様の生活に支障が起きないように、広報活動はすべきであるのが当然です。しかし、今後、住民参加であるとか、今かかろうとしております村民協働の自治体の観点で考えますと、この問題は、今後のあり方としては、単に広報活動だけではなく、情報公開、それから行政事務の評価システムの構築など、そういった課題もこの広報の背景にあるという認識は十分しております。今後の課題であると考えております。

次に、紙面広報について復活してほしいとの考えもあるようだが、今後の予定はあるかという御質問でございますが、さきにも述べましたように、重要案件については全戸配布で通知をしております。しかし、文化活動ですとか、先ほど議員がおっしゃられたような時点については、私どもも非常に同じ考えでございますので、民間の活力を期待し、今後、ある程度行政情報も掲載した地域のコミュニティーが図れるようなコミュニティー紙を発行できないか、今年度、研究を始めているところであります。

次に、インターネットを利用した広報について、ホームページやメール等の優位性を十分活用した運用がなされているかという観点でございますが、インターネットやメールを利用した広報については、時間に制約されず見ることや繰り返し見ることができる等の優位性は御指摘のとおりであります。村のホームページの中では、今週と来週の村役場の中で行事などを掲載しております。今後、この分野をどのように活用していくかは、検討していく必要があると思っております。

次に、地上波デジタル放送の今後についてということで、1番目にワンセグの件でございますが、結論から申し上げますと、現在、ワンセグを利用可能にする計画はございません。というのは、現在、東白川のCATVは放送事業者の認可を得ております。しかし、ワンセグを配信するためには、放送局の認可を得る必要があります。まだ詳しく調査はしてございませんが、放送法、電波法など法律の規定、設備投資の費用など、高いハードルが予想されます。また、自主放送番組は、昼間は伝文字と気象放送のみであるため、これをワンセグで利用する方は少ないと思えます。これらから、現時点で事業順位は低いと考えております。ただし、御指摘のとおり、世の中の動きを見ながら調査は行っていきたいと考えております。

次に、老朽化による保守、修理の予定についてでございますが、放送受信送信機器やインターネ

ットのサーバー、番組編集機など、村内に張りめぐらした同軸ケーブルや、中間点にある増幅器などが上げられると思います。保守契約については必要最低限で行っていますので、これをふやす予定はございません。修理については、まず村民の皆さんの生活に支障を出さないようにと思っております。総合計画の中では、光ケーブル化の予定も上がっております。この計画や財政状況、世の中の動向なども踏まえて、今後検討してまいりたいと考えております。

修理や保守について、修理については、テレビやインターネット、有線が使えないといった、村民の方の生活に支障が出ないことを最優先として判断するよう考えております。保守については、壊れたときに本当に困る機器のみとして契約を交わしております。現在、保守契約を交わしている機器は、インターネットサービスに使われているメインサーバーや、農業情報サーバーなどに限定しており、放送機器や編集機は保守契約を交わしておりません。修理、保守をするかしないかの判断基準は、村民の方の生活に支障を来さない最小限のものを基準とした考えで行っております。

村は、テレビ、インターネット、有線放送、有線電話といった設備の特殊性を持ったCATV設備と言えます。本年度、見直しがされる総合計画の中で、今後の事業方針を明らかにして、機能及び設備投資や維持経費などについて費用対効果を含めて調査し、よりよい施設にしていくよう検討していく必要があると考えております。

三つ目のジャンルでございますが、省エネの推進について。

照明のLED化の予定はあるかということでございますが、省エネ、二酸化炭素排出量削減の観点から、公共施設の照明のLED化は有効な手段であると考えています。役場庁舎の照明は、およそですが、40ワットの蛍光灯が436本、20ワットが97本ございます。これらをLED蛍光灯にかえることに対する費用は、およそ900万円程度かかるという計算でございます。初期投資の観点と電気料金が低く抑えられることと、それから照明器具が非常に長もちするという、この費用削減との比較になってまいります。現在は、初期投資予算が大きいということで計画は立てておりませんが、今後、市場価格などを留意し、小規模な施設からの導入を検討してまいる必要性があると思っております。

ちなみに、昨年、七宗町さんが、交付金事業で役場庁舎の249本の照明を全部LEDにかえられたわけですが、937万5,000円の費用がかかり、現時点では、電気料は約6%の削減率と伺っております。

次に、現在行っている経費の節減策という御質問でございますが、職員全員が経費節減に努めるよう心がけております。具体的には、庁舎冷暖房機の温度管理をきめ細やかに行うこと、無駄な照明はつけないよう心がけること、クールビズやウオームビズによる節約、公用車を小型化、省エネタイプにかえること、庁舎1階の冷暖房効果を上げるためのファンと仕切りドアをつけたこと等が上げられるかと思えます。

今後予定しているものについては、業務改善プロジェクトが経費節減について検討しておりますが、先ほど述べましたような具体的な活動を続けるということと、そのそれぞれの対策について目標数値をしっかりと掲げて、全職員で経費節減に努めてまいりたいと考えております。以上でござい

ます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（服田順次君）

再質問、2 番 桂川一喜君。

2 番（桂川一喜君）

非常に細かい質問をしてしまったために、多くの項目について丁寧に答えていただきました。

最初の住民説明についてなんですが、実は問い詰めようという意図のもとでやらせていただいた質問ではなくて、2 ヶ月間、新しい議員として、村内をめぐっているような活動をしてまいりますと、実はいろんな誤解が双方に生じていて、そのために、例えば住民側が意味もなく役場の方に不満を持っているが、役場の方に来てみると実はさほどのことではない。逆に、役場の方がいらいらしてみえることが、実は住民の方にただ何かが伝わっていないためだけにそれがうまくいっていないことなどが多いのと、それから、たった2 ヶ月の議員活動ではありましたが、役場職員の方、もしくは村長さん初め執行部の方々の非常なる努力とか、お仕事の結果というのは、だんだん見えてまいりました。ただ、その結果が十分に村民に伝わっていないというだけで、せっかくやっていただいたお仕事が、住民の幸せな生活に伝わっていないという、全く非常にもっていらいらするジレンマを感じましたので、今後、より具体的な方法として、もう少しお互いの情報を共有することによって、村民もしくは役場職員の方々が幸せに、有意義に、積極的にやっていただけないかということと1 項目めの質問をさせていただいたわけですが、現在における、村の方がこのような姿勢でやっていただいているということは非常にありがたいことで、今後、住民がどのような不満を持っているかというときに、内容だけではなくて、伝わっていないこと、それから住民の気持ちを受け取れていないことによる問題点がないかということなどを、もっと積極的に全体の仕事の中にウエートとして置いていただけたらなあという希望を持ちながら、今後そういう観点で広報というものをどのようにやっていただけるかということ、まず第1 項目の再質問としてもう一度お伺いしたいと思います。

それから、地上デジタルの今後についてですが、先ほど参事さんもおっしゃっていたように、日進月歩の技術です。この質問を考えさせていただきましてからきょうまでわずか数週間の間でしたが、日経新聞等が出てくる情報は、その2 週間の間にも目まぐるしく変わっております。いろんな技術に対して、行政でなければ支出できないものというのは多々あると思います。そして、大きな出費になってしまうことも否めないと思います。ただし、これほどの日進月歩である技術に対して投資をしていくということは、小回りのきかない行政にとっては、一つの大きなかけにもなりかねません。ですからこそ、担当者の方等がとにかくアンテナを張りめぐらしていただきまして、常に最先端の技術を追いかけていただいて、結果として村民の重要な財産である予算ですとかそういうものを、無駄という言葉はちょっと失礼かと思いますが、無駄遣いにならないようにベストを尽くしていただけるような今後の方針等、もしそれも伺えたら質問してみたいと思います。

それから省エネについては、先ほど計算していただいた結果で、おおむね七宗町さんの結果に対

して、既に東白川さんの計算結果は半分ほどの金額になっております。この調子でどんどん製品もしくは工賃の値段が下がっていきますと、いずれは分岐点がやってまいりまして、そこから楽にゴーサインが出してもらえそうな日が来るのではないかと思います。

参考までに僕が独自に調べた結果ですと、40ワット型の、よく事務所にある、これぐらいの長さの蛍光灯ですと、1本当たりの単価が1万7,920円になった時点で損益が分岐します。先ほどの計算ですと、約2万円ぐらいの計算でなされているような数字が出ていましたので、一般的に計算した時点で、その辺の分岐点を通過するのも将来近いのではないかと思います。その通過点からは、前倒しであろうが赤字になることはないという、勇気を持ってどんどんとLED化を進めていただけるとありがたいなと思います。それは先ほど1回目の質問にありましたように、経済的な効果以上に、森林とかそういうものを売り出していこうという我が村におきましては、LED化が既に進んでいるということは、今後大きな広報効果が出るのではないかと思いますので、この辺の調査について、3項目すべてにわたっていることは、今後とも調査をもっと積極的にやっていくというような方針等を再度打ち出していただけないかということをお願いする形で再質問とさせていただきます。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

LEDについては、現状より少しでも安くなれば採算ベースになるだろうというお話でございますし、村の方も予算の時期もありますので、そういう時期にまた考えていきたいと思っております。

それから広報についてですが、前のような広報紙を考えておられると思いますが、議員以外でも、村民の方々からよく、広報紙をもう一回復活してもらいたい、こういうお話を聞くわけですが、これはなぜやらないかという、CATVで広報ができるということも一つありますけれども、広報紙を今やめておりますが、これを復活しようと思うと職員が約1名かかります。それで、紙代とか印刷代とかいうものは、はっきり言ってそんなに大した金額ではございませんが、そこへ人を1人充てるということがなかなか難しい問題でありまして、何とか村民と協働でひとつできたら、例えば文化的なことを好きな方が、私たちの短歌のために広報紙をつくりたいということになれば、作成費とか紙代とか印刷費とかは村の方で予算は組めますので、何とかそんな方法がないのかなあと。これはちょっと甘い考えでございますが、そんなことも考えておるところでございます。

私も紙に書いたもの、特に新聞も毎日読んでおりますし、あればそれにこしたことはないと思っておりますので、今後、またそんな方面でひとつ検討をしながら、そういう趣味のある方が出てこんかなと期待をしておりますが、またひとつ御指導をいただきたいと思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（服田順次君）

2番 桂川一喜君。

2番（桂川一喜君）

今、広報についてのお考えは非常にありがたいことだと思いますし、今後いろんな方面で、行政がやるだけではなく、村民も同じ利益を得る者として、十分二人三脚でもってよりよい生活を目指していくのは非常にいいことだと思います。

そのことと関連するわけではありませんが、先ほど申しましたLED化についてですが、実は全国的に調べてみますと、庁舎のLED化とは別に、村内、住民の家庭におけるLED化について、補助金等を出して推進していくというような方向性もあるかと思います。これについては、単純な損益の分岐点ではなくて、住民がLED化を進めていくのに当たってネックとなっている費用の部分を補うことで、村全体の照明に関する消費電力が削減されます。そうすると、当然ながら、今収入が減っている昨今の現金の流出というものを積極的に防いでいって、結果的に村内の消費ですとか、村内をめぐる経済が良好になるということも考えられますので、このあたりも一度研究してやっていただけるといいなあと思いますので、最後にそのことだけお伺いして終わりたいと思います。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

大変いいことだと思いますので、研究をさせていただきます。補助金はいろいろ考えておりますので、どの程度の時期にどの程度のことができるかということは、またひとつ御相談をさせていただきながら、今後の問題として受けとめさせていただきます。

議長（服田順次君）

3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

3番（樋口春市君）

住民から信頼される診療所の運営見直しについてと、東白川村の地域活性化計画についての2点について質問をさせていただきます。

病院から診療所に移行され、その後の救急の患者受け入れは、時間外、休日には受け入れていただかず、高齢者の方々、小さい子供のおられる御家庭におかれましては、大変心配な毎日を過ごされております。

現在、対応策として、ホットラインでの相談を受けておられるようでございますが、急患で、受け入れ先まで早くて40分から50分の時間を要しているのが現状でございます。今後、せめて医師による応急手当での対応をすることが必要だと思いますが、患者にとりまして、家族にとりまして、頼りは医師しかございません。国保診療所としていろいろと制約もあるでしょうが、一般会計から8,000万円の予算を投入されているのであればこそ、住民の皆さんから信頼され、喜ばれる医療を目指していく必要があると思いますが、救急患者への今後の対応策としての村長のお考えをお伺いいたします。

次に、世界同時不況以来、大手企業では、政府の対策を受け、順調な回復を見せているようでござ

ざいますが、山間部の我が村におきましては、依然として回復の兆しさえ見えてこないのが現状でございます。村では、現在、道の駅等で農産物の販売も行われておりますが、今後より一層東白川村の特産として、東白川村独自の農産物の販売の強化を図っていかねばならないと思います。生産者や代表者の方々が知恵を出し合い、岐阜県下に二つしかない村を強調し、東白川村のアンテナショップの設置など販売の拡大を図っていくことで地域活性化につながっていくものと思いますが、農業を通じて地域活性化へ向けての村長のお考えをお伺いいたします。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

樋口春市議員の質問にお答えをいたします。

救急患者についての御質問でございますが、議員御質問のように、救急患者は現在は受け入れておりません。医師2名対応の診療所として、救急患者を受け入れるのはなかなか難しい問題だと思っております。医師のいる限り対応させていただき、場合によっては応急処置や同乗もいたします。しかし、救急の患者様は、一分でも早く設備の整った救急病院へ搬送するのがベターであると考えております。心情的には、近くに診療所があるからと言われるのはよくわかりますが、救急車には救急救命士も乗っており、この秋からは高規格救急車も配備される予定でございます。

それから、近隣の公立の診療所の様子を調べてみましたが、国保和良診療所では救急指定を受けており、医師3名、看護当直者1名、事務当直者1名で行っております。小坂診療所では、救急は原則として診療を行うとしており、下呂病院へ転送する場合もある。医師2名、看護職員2名、介護支援員1名で対応しておりますが、県の医療整備課から医師の勤務条件緩和を求められ、医師3名体制にするか、深夜時間帯の診療をやめるか、検討中だそうでございます。病院から診療所に転換するときに、この村のニーズも調べております。後ほど局長から数字をお知らせいたします。

次に、農産物の販売による活性化の御質問ですが、現在の販売高についてはまた係からお答えをいたしますが、お茶については、畑が狭いことと、傾斜畑によって機械が入りにくく、栽培面積が縮小しております。面整備が必要であると思っております。また、トマトも、農家の高齢化により後継ぎが少なく、生産量が減少傾向であります。それから野菜の販売は、新鮮でおいしいものを販売しておりますので、今後出荷量を拡大し、議員御提案のような、村の価値を認めてもらえる販売を行うことが大切だと考えます。

そこで村では、農業が高齢化によってできない方、ほかの仕事で農地を貸したい人たちのために、村の予算によって農地を借りて、農作物をつくる人に支援をしております。ことしは20%補助金を増加いたしました。皆さんに使っていただき、当初予算を大幅に上回りましたので、また補正をお願いすることになります。この制度をより進めて、農地を集約し、生産性を高め、活性化したい、こんなふうに考えております。以上でございます。

議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江弘企君。

診療所事務局長（安江弘企君）

先ほどの、病院から診療所になるときの患者数の調査をされておりますので、それを報告させていただきます。

半年間の調査ですけれども、平日の時間外ですけれども、1日平均受診者は1人でございます。それから、休日につきましては1日平均4.2人というふうになっております。調査期間中の総受診者数は402名あったわけですけれども、それを分析いたしますと、救急対応の必要性のある患者で、東白川村で対応できる1次救急患者ですけれども、平日の時間外では1日当たり0.08人、約5週間に2人、それから、休日につきましては24時間で0.86人、土・日の2日間で約1.7人というような結果でございます。以上でございます。

議長（服田順次君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

野菜の販売の方でございますけれども、トマトとかナス組合、それから学校給食等で大体5,200万ほどの出荷がございます。このほかに、白川茶屋さんでは190万ほど、それから道の駅全体につきましては750万ほど、白川茶屋と道の駅両方合わせまして940万ほどの野菜の売り上げがあるということでございます。これのほかに、漬物等の加工に回る分がございますので、軽く1,000万は超えてくるものと思われま。

〔3番議員挙手〕

議長（服田順次君）

3番 樋口春市君。

3番（樋口春市君）

村長を初め担当者から御説明をいただきましたけれども、東白川村におきましては、本当に団塊の世代の方たちも退職をされまして、高齢化社会に本当になってきております。そういったことから、例えば脳卒中などによりまして、本当に一分一秒を争う病でございます。時間がたてばたつほど、後に後遺症などが出てまいりますし、最悪、生命にかかわる事態にもなりかねません。そうしたことから、本当に素早い初期手当が必要でございます。医療機関の果たすべき役割といたしまして、住民の生命と安心でございます。あれだけ立派な診療所がございますので、大いに住民の人たちに役立つような診療所を目指していただきたいと思っております。また、住民の方々の少しでも不安を軽減できるような対応策をとっていただきたいと思っております。

また、4次総合計画の中に、地域のニーズに合った医療、介護の充実を図りますと記載されておりますので、今後の高齢化社会を迎えるに当たって、地域のニーズに合った医療機関の充実を図っていただく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、地域活性化計画につきましてでございますが、さまざまな施策がなされておりますけれども、本当に白川茶、木材等におきましても価格が年々下がってきております。大変厳しい現状でございます。東白川村の基幹産業が元気を出してくれない限り、村の活性化というものにもつな

がってまいりません。東白川村の特産であります白川茶を初め、トマト、畜産、農産物の付加価値の高い商品の販売の拡大を行っていただくことによりまして、雇用の場も恐らく生まれてくるでしょうし、また生産者の方たちに安定した収益を上げていただくことによりまして、その後は後継者も生まれてくるものと思います。人口の増加に最も期待のできる政策の一つだと思しますので、より一層村長の方も政策を推進されることを期待いたします。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議員のおっしゃることはもっともであると思しますので、今後とも鋭意努力をさせていただきますので、またいろんな面で御指導をいただきますようお願いを申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長（服田順次君）

3番 樋口春市君。

3番（樋口春市君）

早急に、住民の方々が納得していただける、安心して生活できるような対応を期待いたします。

また、地域活性化につきましては、1年間かけて本当に一生懸命育てられたものを、少しでも価値の高い商品として販売できるような事業の推進と地域の活性化を図るべく、国・県の制度の事業を大いに利用して、新しい政策の推進と取り組みに御期待をいたします。

以上で質問を終わります。

議長（服田順次君）

次に、1番 村雲辰善君。

〔1番 村雲辰善君 一般質問〕

1番（村雲辰善君）

それでは、東白川村の地域ビジョンについて質問をさせていただきます。

村長のローカルマニフェストでは、立村当時の人口3,155人を目標に掲げ、すべての政策のベクトル、すなわち、その力と方向を一つに集中させて、限界自治体にさせない村づくりを進めるという目標を立てられ、人口減少の課題に取り組む公約をなされました。

本村が抱える幾多の課題の多くがこの人口減少の問題と大変密接な関係があり、この問題に焦点を定めることは、村民の皆様の生活の安定と向上につながることから住民の皆様のご関心も非常に高く、本村が取り組むべき早急な課題の本質だと思います。

しかしながら、この問題が東白川村特有の課題であるなら、その原因を突きとめて対策を考え、成果を出していくということも考えられます。しかし、今やこの人口減少に伴う問題は、山村地域のみならず、都市部を含めた全国の多くの地域が取り組まなければいけない問題となっております。多くの地域が雇用問題、企業誘致、定住促進などで同じような施策を持って取り組まれる可能性も高く、地域間での競争も考えると、本村が人口をふやすということは、今まで以上に困難を伴うこ

と予想がされます。幾多の課題に取り組み、定住を促進して目標人口に近づくことは、容易なことではなく、より一層の創意工夫を持って取り組む必要性を強く感じます。このような難しい課題に対して、村長としての構想をお伺いいたします。

また、この問題は、将来にわたり私たちの生活に大きな影響を及ぼします。地域から人口が減少する要因としては、高齢化による減少、少子化による減少、そして所得の低下や雇用機会の喪失といった経済問題が大きな問題です。人口が減少していく過程で発生するこの幾多の現象は、私たちの生活にどのような影響を及ぼすのでしょうか。安定した暮らしの中で安心して子育てができる環境であるのでしょうか、安心して老後を過ごせるのでしょうか。人口が少なければ少ないなりにやっていけばよいといった考え方もありますが、超高齢化の限界自治体になってしまえば、次の世代への継続も困難になってしまうのではないのでしょうか。こうした難解な課題を解決して持続可能な地域を目指すためには、この東白川村の将来像を明確にした地域づくりのビジョンを持つことが必要ではないかと考えます。

合併が破綻して以降、地域の将来についての論議も停滞しているように思います。このまま時代の流れに身をゆだねてコントロールができなくなる未来を待つのではなく、ここに暮らす人々が望む将来をみずから決定していく時期が来ているのではないかと強く思います。ビジョンとは、将来の見通し、構想、未来像などを意味します。私たちに必要な地域のビジョンとは、東白川村の人たちがやりたい地域の姿を具体的にイメージすることであり、村民の皆さんが将来の村の姿について考えることができることだと思います。この地域づくりビジョンを策定する概念が、人口、財政、農林業、商工業、観光、医療、福祉、教育、伝統文化、人材育成、防災、集落等々の各分野が抱える課題を解決するための出発点であり、地域住民の皆様や関係団体の意見が反映されるものと考えます。

また、このビジョンは、ここに暮らす村民のみならず、村の出身者を初め、将来Uターン、Iターンで、この村で暮らしてもよいと考える人にも魅力的なものであることも必要なことだと考えます。そして何より、ここに暮らす子供たちに夢のあるものでなければならぬとも思います。

困難な社会背景の中で地域をつくり、固め直していくには、地域の課題を明確にし、村民共有のビジョンをしっかりと構築することで、将来の方向性を確立しなければなりません。なぜ人口問題に取り組まなければならないのかということを経域全体で考える機会も必要であり、各自治会、集落単位で将来を考えることも重要なことになってくるかと思えます。人口問題に取り組み、持続可能な地域を構築して地域を安定させることは、長い時間が必要になると思えます。こういった観点から考えても、長期的な視野で考えた地域の指針とも言える地域づくりビジョン策定が必要かと思えます。私たちの世代が、次の世代に向けてこの地域を継続させる強い意志を込めたビジョンづくりが不可欠かと思えます。新しく始まった村政において、その用意があるのかを含めて、村長のお考えをお伺いいたします。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

村雲議員の御質問にお答えをいたします。

昨年、平成21年に立村120周年を迎えて、記念事業を開催いたしました。改めて先輩の苦勞と偉業が身にしみました。ことしは新しく第一歩を踏み出します。立村当時の人口3,551人の再現を目標に掲げ、すべての政策のベクトルを集中させて、東白川村を限界自治体にさせないことはもちろん、「地産地消」を合い言葉に、村民が助け合い、明るく仲よく心豊かに暮らせる東白川村を築いていくことが私の務めと考えております。

2年間かけて完成をいたしました国産材利用向上による地域経済振興事業（フォレストスタイル）を中心とした村内森林及び木材関係事業の活性化、樋口議員にもお答えしたように、荒廃農地をつくらないための農地流動化奨励事業や、特産物の生産支援、商工会を中心とした商工業の支援、医療福祉ゾーンは、療養病床を転換型老人保健施設へ転換をいたしました。東白川村の村民をふやすための定住促進住宅の建設、子育て支援など、長期的な地域づくりについて、新しい総合計画を樹立し、身の丈に合った事業を着実に推進する4年間にしたいと考えております。そして、将来は、美しく豊かな自然に囲まれて、衣食住はもちろん、エネルギーも地産地消できるような生活環境と、自然の生態系と伝統文化をみずから守り、ふるさとの宝に誇りを持つとともに、都市部への交通アクセスをより改善し、交流人口の増加も図りたいと考えております。村雲議員主催の青空見聞塾のような団体にはますます発展をしていただきながら、持続可能なふるさとづくりができますように、また御指導をいただきたいと思っております。

人口3,551人は目標ではございますが、議員御指摘のように今2,800人を切りました人口が、瞬間に3,551人になるような、なかなか魔術は使えませんが、息の長い、皆さんとともに協働で、この村をどうしていくか考えながら、今後頑張っていく所存でございます。また、議員の皆様方、特に若い議員さんもことしはふえて非常に心強く感じておりますので、どうか御協力いただきますようお願いを申し上げて、回答いたします。

〔1番議員挙手〕

議長（服田順次君）

再質問、1番 村雲辰善君。

1番（村雲辰善君）

御回答をいただき、ありがとうございます。

地域づくりビジョンについては、東白川村全体の発展や人々の暮らしを主としたものが必要かと考えております。そういった意味では、いろいろな人たちが村づくり、地域づくりに参加され、また若い人が活躍するということは、大変これから好ましいことだと考えます。

ビジョンの策定には、先ほども申し上げたとおり、地域の住民や関連団体の意見が十分反映されたものが必要かと思っております。単にアンケート調査を行い、担当者やコンサルがまとめるものではなく、地域づくりや懇談会、先ほどもちょっと話に出ましたが、懇談会を行うなど、またはワークショップや研究会などを住民と行政が一緒に開くなど、そういった研究なども非常に必要ではないか

と考えます。ビジョンを策定する段階で、地域住民も行政もともに意識が高まり、官民協働の村づくりがなされることが非常にこれから求められることではないかと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議員おっしゃるように、まさにそのとおりだと思います。私も今年度初めに、ことしのうちでございしますが、多分秋にならんかなあと考えておりますが、秋にできなければ予算の時期までに住民の皆様方と懇談会をしたい。前に一度公債費比率のときに、あのときは説明を申し上げるような会でございましたが、今回は現状を皆さんに説明しながら、皆さんの意見を直接お聞きする会を村内何カ所かで開きながら、老人の方々の悩みとか、若い人の希望とか、ぜひ伺いながら、総合計画に反映し、今後の行政に生かしていきたいと、こんなふうに考えておりますので、また御協力のほどよろしくをお願いします。

〔1番議員挙手〕

議長（服田順次君）

1番 村雲辰善君。

1番（村雲辰善君）

先ほどの質問の中で、地域づくりビジョンの策定について、そういう用意があるのかというところがまだ御返答をいただけていないと思うんですが、なぜビジョンが必要かといいますと、この人口問題というのは、大変長い時間をかけて解決していかなければいけない問題だと思います。ただいま4次総合計画の見直しもされていますが、総合計画というのは10年間の計画であります。現在の見直しは、今後5年間の見直しとなります。私たちは、次の世代、私たちの子供の時代までこの地域を継続させるということをこれから考えなければいけないかと思っております。そういうことを考えますと、長期的な視野でのビジョンを村民みんなで共有する必要があります。

ビジョンとは、視覚的に、また言葉、文章的に見てもすべての人がわかりやすく、私たちの将来をイメージできるものでなければならないと思います。これから地方分権も進むような流れになっております。地方分権が進むということは、逆を返せば、地方は、自治体は自立をどんどんしていかなければいけないということかと思っております。同じように、一個人、一家庭においても、これからの時代を生きていくに当たり、自立の必要性が大変あると思います。そういった中では、私たちが将来をある程度見通せる、そんなことが必要かと思っております。そして、自分たちが進む地域の将来、これこそが生活に一番密着することでありますので、この地域ビジョンの策定、そういう視覚的、文章的に何かつくる予定というか、構想についてはいかがなものでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

そのビジョンの策定については、今、プロジェクトチームでもいろんなことを調査しながら、今後、この、今言われましたように、4年間、10年間をもとにして、将来はどうあるべきかということも、当然これは大事なことでございます。非常に今の世の中が読みにくいと申しますか、まだまだ政治も安定しないような時期でございますので、じゃあ我々の村はどうしていったら一番いいのかということをお示しするというのはなかなか難しいわけですが、今後考えていかななくてはならないことであることは間違いないと考えております。一朝一夕にできないというのはわかっていただけたとは思いますが、今度の4次総の見直し等を通じながら、皆さんの意見を反映させたものにしていきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。開会は11時からです。よろしく願いをいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時00分 再開

議長（服田順次君）

それでは、引き続き会議を再開します。

一般質問、6番 安倍徹君。

〔6番 安倍徹君 一般質問〕

6番（安倍 徹君）

休日診療と診療所安心ホットラインについて質問をいたします。

過去、合併協議の中で論議されたことを発端といたしまして、平成17年、地方交付税の減額から、県の東白川村への派遣医師の削減が提示をされました。病院から有床診療所へ移行の計画がなされました。今年度で3年目となります。

移行するに当たっては、先ほど樋口議員の質問にもございましたように、住民の皆さんから、夜間、休日の対応、あるいは救急指定解除による救急患者の受け入れができなくなるなどから、一般病床もさらに4床となりまして、長期の入院ができなくなりました。村民の皆さんからさまざまな不安の声が寄せられております。

そこで、村では、診療所移行に伴い、休日、夜間の医師不足の不安解消のために、診療所安心ホットラインという相談窓口を開設されておられます。身近なことゆえに、診療所のあり方に対していろんな意見が聞かれますが、その中でも、代替休日制となりまして休日が大変ふえてまいりました。今、東白川診療所は年間240日ぐらいが開いております。百何日かが休日となっておるわけですが、そこで、夜間もさることながら、休日対応に対する不安が一番大きい悩みとしてお聞きをしているところでございます。

そこで、まず1点目としては、現在の医療は分業化が進んでおりまして、検査技師や薬剤師の配

置から難しいこととは思いますが、せめて5日間の連休の間の開業が、医師のローテーションを組みかえることによりまして、休日診療を組み込んでいくことができないかということをもまず1点目として伺いをいたします。

それから、夜間対応として、診療所安心ホットラインなるものをつくって、住民の不安解消を図られておりますが、その内容につきまして、どのように今運用されているかを2点目として伺いをいたします。

以上2点をお伺いいたします。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安倍議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、現在の診療所は、診療所安心ホットラインによる相談受け付けと、毎日の夕方診療を行い、夜間の心配を軽減したいと考えております。お近くのかかりつけ医師として、村民の皆様に診療所を利用していただき、病診連携の医療を進めてまいりたいと考えております。

お勤めいただいてもう16年目を迎えます北川先生は、腰痛の持病があるそうで、通勤の運転が負担であると言われますので、では東白川に住んだらどうですかと言いますが、村長も住所の強制はできませんので、今、まだ頑張っ通っていただいております。大変長いこと来てくださっていますので、我々も安心をしているところでございます。

また、2年目になります多田先生は、ことし1年で研修義務年限が終わり、来年度からは自由な医師となられます。長く東白川にとどまっていたいただき、若さを発揮して御活躍いただきたい、こんなふうに考えており、先生にいろいろをお願いをしてみたい、こんなふうに思っております。

また、看護師も、それぞれ1年間ずつほかの医療機関へ研修に出まして勉強をしております。タイプの違う2人の医師に勤務していただく東白川診療所は貴重な医療機関であり、広く村民の皆様に御利用いただきたいと考えております。

議員御質問の、休日、連休の場合の対応が何とかできないか、こういうお話でございます。研究をさせていただきますが、休日に1日やるということになりますと、いろんな問題が出てまいることとは議員御指摘のとおりでございます。いろんなローテーションを組みかえていかなければならんということですので、1年間のうちに幾日これをふやせるかということがなかなかお約束できないのが現状でございます。少しでも村民の方々の不安を取り除きたいのは、私も同様でございますので、今後研究をいたしたいと思っております。よろしくお願いをしたいと思っております。

また、現在行っておりますホットライン、たくさんの方に利用していただいておりますが、実情の数字等、局長から申し上げます。

議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江弘企君。

診療所事務局長（安江弘企君）

診療所ホットラインの件ですけれども、介護療養施設の看護師が24時間対応をしておりますけれども、安心ホットラインについては20年の9月から始まっております。5月末までで273件の問い合わせがありました。月平均で約13件であります。内容的には、診察を依頼すること、それから患者さんの容体に関する問い合わせが約45%あります。それ以外につきましては、薬のこととか、それから診療日程のことが約50%あるわけですけれども、問い合わせのあったことにつきまして、次の日に診療所を受診していただけるような方についてはそのような案内をしておりますし、どうしても救急でほかの病院にかかっていたらかなければならない場合は、看護師がそのように指導をしております。また、ケアマネジャー等と連携をとりながら対応をしているのが現状でございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（服田順次君）

再質問、6番 安倍徹君。

6番（安倍 徹君）

まず休日診療についてでございます。ちょっとお手元に、決算事務報告書類の数字をもとに図面をつくってみました。外来の患者数というのは、平成16年からどんどん減っていきまして、20年度の決算においては、年間で2,381人も患者さんが少なくなっております。これはいろいろな理由があることではと思いますが、これだけ皆さんが健康になったのかといえ、そうでもないような気もいたします。何らかの原因がここにあるのではないかと思います。1日当たりの患者数も、16年度から比べて約20名以上の減になっています。これは、入院がなくなったことによる減も大きく響いているので、一たん入院をされますと、よその病院にしか受け入れていただけないので、患者さんが移ってしまわれますので、この辺で少なくなっていることだろうと思います。

合併当時、よその市町村から反対をされまして、存亡の危機にあった病院を何とか守ろうということで診療所体制にもしたわけで、これは村長の言われるように大切な病院でございます。有効に利用しなければなりません。先ほども申し上げましたように、365日のうちで240日しか開所していないということは3分の2しか開いていないということございまして、あれだけの設備を擁しながら、それだけしか利用できないということは何とかしていかなければならないと思います。相手がお医者さんということで、なかなか意見を申し上げにくいところもございしますが、村の職員でございますので、村長のお力でもって、週40時間の時間ワークをこなせばいいわけでございます。組みかえていけば、5日間、あるいは6日間の長期の連休の、少なくとも最初何日かは開所できるのではないかと。将来にわたっては、土・日開所も何らかの形で取り入れていくことが、住民のニーズにこたえる一つの方法ではないかと思います。

夜間診療は2名体制でございますので、8時間ワークからいきましても無理ではございますが、そこで二つ目のホットラインでございます。これは、マニュアルというのをつくってございまして、目的として、村民の安心・安全を支えるということでマニュアルが作成されております。これは電話対応によるものでございますが、内容を見ますと、医療の指示ができない看護師さんが対応

されますのでどうしてもそうなるかと思いますが、木沢病院、あるいは県立下呂病院へのあっせんということが主になったマニュアル書になっています。このところも、今メディアがこれだけ発達しておりますので、この前の質問でも申し上げましたが、先生とのホットラインをつくっていただいて、ある程度の病状に対応する相談ができないかということでございます。倒れられた患者の容体を看護師さんが聞いて、看護師さんの資格として指示はできないわけですけども、お医者さんにそれを聞いて、とりあえずの緊急対応を指示してあげることまでやって初めて、この村が描いている村民の安心・安全を支えるという目的を達成できるのではないかと思います。

この2点につきまして、ちょっと踏み込みましたが、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

ただいまの考えも一理あると思います。村の職員ですので、私がこれだけやれと言えばやることになるのかほかの方を探すのかは知りませんが、そういうことはできないことはないと思いますが、医師の場合、命を預かるということもありまして、勤務時間については非常に厳しいというのは現在でも言われておりますし、2名で夜受け付けております小坂についても、医療整備課では3名にしなければいけないということを言っております。我が診療所でも、もう1人お医者さんを、例えば多田先生が年限が明けてまだいてくださるということになれば、御無理を申し上げて、ひとつこれから研修をしていただくお医者さんに来てもらうとかということも考えないことはないんですが、私も県の医療整備課の、首長の代表として5名ほど出ている1人でございますが、皆さんのお話を伺うと、どこも医師は欲しいばかりで、2人いるというところはほとんどないわけで、非常に発言がしにくい場面がございまして、お医者さんをもう1人ということは本当に厳しいわけございまして、20年に診療所にする前、何年間か、私もそうでしたが、前の村長も必死になって、とにかく3名要るからということで2名の研修医を託したという経緯があって、もうこらえ切れなくなって2人になって診療所になったという経緯がありまして、なかなかお医者さんをふやすということは難しいわけで、じゃあ2人でやれる範囲をどの程度にするのか、これはまた一生懸命研究させていただいて、一日でも多く勤務をしていただくように私の方からもお願いをしまいたいと思っております。

看護師さんは、幸いにして研修を受けていただいておりますので、数においても今のところは大丈夫であろうかと思いますが、いずれにしても研修があと3年ほどで終わります。もっとも、定年の方もありますので、その方に引き続きいただくようなお願いをしながら数を減らさないようにすれば、何とか休日のスケジュールが組めるのではないかなということも考えないことはありませんが、いずれにしても、じゃああすからというわけにもまいりませんので、少し研究をさせていただいて、何とかよい方向へ向けていきたいと、こんなふうに思っておりますので、また御指導をいただきますようお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（服田順次君）

再質問、6番 安倍徹君。

6番（安倍 徹君）

なかなかこの問題については簡単にはできない事情は私もよくわかっております。

もう一つ、せっかく表をつくってみましたので、会計といいますか、経営の面からも、これはどうしても経営の安定を図っていかなければこういう話も進んでいけないと思います。経営が不安定になってきたら、夜間の診療も休日の診療もできなくなるわけございまして、経営の安定も必要でございます。こうやって見ますと、患者の人数がどんと減っております。これは人員を削減しておるわけでございますが、このままの調子で減っていくと、病院そのものの経営も大変になってまいります。この辺のところもこれから研究をしながら、東白川の診療所は、こんな小さな自治体で運営をしているところは岐阜県では一つでございますので、何とか維持をして、村にはこういう施設があるということが一つの先ほどの人口対策にもなるわけございまして、いろんなことを避けないで、この難題にぶち当たっていかなければならないと思います。

以上を述べまして、質問を終わります。

議長（服田順次君）

続いて、5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

5番（今井保都君）

それでは、過疎法の改正について質問をいたします。

過疎地域自立促進特別措置法が6年間延長されました。対象となる市町村は、人口の減少率や財政力の要件に該当するかどうかで決まり、これまでより58ふえ、756自治体になる見通しです。もちろん東白川村も該当します。過疎債は、過疎によって財政基盤の弱い自治体が活性化する事業を行うとき利用できる特別の地方債です。これまで過疎債の対象事業は、主に道路などの社会産業基盤整備に限定されておりました。村民が安心して住み続けられるためには、第1次産業の振興が何よりも大切であると思います。新たに過疎債が使える事業もふえたと聞いております。例えばソフト事業で地域医療の確保、医師確保の支援、集落の維持活性化、住民の交通手段の確保など、今後も過疎債を有効に使い、第1次産業の振興、住宅、教育、医療等の村の発展に役立たせていかなければならないと考えます。

また、現在、第4次総合計画の後期基本計画を作成中ですので、過疎債をどのように生かそうとされているのか、村長のお考えをお伺いいたします。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

今井保都議員の御質問にお答えをいたします。

心配をしておりました過疎法も、議員御指摘のように6年間延長されました。加茂郡でも八百津

町が新たに認められ、4町村となりました。過疎自治体が多くなることを喜ぶべきかどうかはわかりませんが、各町村がそれぞれ連携しながら、過疎法を利用して活性化していきたい、話し合っております。

次に、過疎債の利用方針についてですが、過疎対策事業債は、毎年度の元利償還金に対し70%の交付税措置がある過疎地域にとっては、財政面で非常に有利な地方債であり、財政力の弱い本村の村づくりにとって、なくてはならない制度であり、有効活用すべきでございますが、具体的内容については、現在作業を行っております総合計画後期基本計画策定を過疎計画、過疎債を視野に入れて行っておりますので、その結果をもって、今後御報告できるものと考えております。

ソフト事業への活用については、過疎計画の中では過疎地域自立促進特別事業として計画することになりますが、総合計画策定のプロセスの中でしっかりと事業化をしたいと考えております。

有利な過疎債ではございますが、二つほど注意すべき点があると思います。

公債費負担適正化計画との整合性でございますが、交付税措置があるというものの、30%は純粋な借金となりますので、実質公債費比率に悪影響を与えない範囲内で借り入れる必要がございます。

もう一つ、新法ではなく延長であり、期間が10年ではなく6年となった経緯でございますが、昭和45年以来、時代の要請に対応しながら、4次にわたり議案立法として10年間ごとに制定されてきた過疎法は、上下水道、道路、公共施設の整備などに一定の成果を果たしてきたわけですが、今回は新法ではなく延長であり、10年ではなく6年となったことについて、この背景には、国レベルでは、この間に新たな過疎地域の活性化方策を構築するとのねらいがあるようでございます。6年後の過疎法の動向を予測することは難しいわけですが、現時点では、6年後の過疎法延長は難しいのではないかと考えております。

本村としても、これからの6年、10年というものは、過疎地域の活性化という視点ではない、新たな視点での村づくりへの大きな転換期として位置づける必要があると感じております。もちろん、6年後どのようになるかは予想にすぎませんが、我々としては、ぜひこれに全面的に頼るといふことなく、頑張っ村づくりをしていく必要があると考えておりますので、今後とも御協力をお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（服田順次君）

再質問、5番 今井保都君。

5番（今井保都君）

何事にも目的があって、そのためには手段もございませぬ。国の財政状況を見ますと、もうこれ以上交付税もふえる見込みはないと思います。自前でできればよろしいんですけども、そうでなければ、この有効なる過疎債を使って村の発展をしてもらわなきゃならないし、また村長が言われた公債費比率との関係もあります。早急にはと言いませんけれども、過疎計画をいつごろまでに出される計画か、そのスケジュールをちょっとお伺いします。

議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

今回の過疎計画につきましては、現在行っております総合計画の後期基本計画の策定の作業と同時進行で行いまして、9月の定例会にかけさせていただきスケジュールで今進めております。

議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第7、議案第42号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

議案第42号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年6月22日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきますと、改正条文が載っておりますが、非常に多岐にわたっておりますので、お手元にお配りしました新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。

表紙の裏でございますが、今回の改正は、介護休業等、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法等の改正に伴って条例の一部改正をお願いするものでございます。

まず、改正部分については側線が引いてございますが、第8条の3項でございますが、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務について改正をするものでございまして、この内容は、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のために早出遅出勤務及び時間外勤務の制限を請求することができるとする改正でございます。この第1項についてはそういうことございまして、第2項については、第1項の改正に伴う読みかえ規定の整備でございます。

また、第8条の4でございますが、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についてでございますが、これについては、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するため措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定したものでございます。

続いて、次のページにかかってございますが、第3項から第5項にかけては、第2項が新設されたということで、項番及び引用規定等の整理を行ったものでございます。

もとへ戻っていただきまして、附則がついてございます。

附則の施行期日の関係でございますが、1.この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

経過措置でございます。２．この条例の施行の日以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条の３の規定による請求、同条例第８条の４第２項の規定による請求または施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第３項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、村の定めるところにより、これらの請求を行うことができるという経過措置をつけてございます。以上であります。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第43号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第８、議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年6月22日提出、東白川村長。

こちらの条例改正についても、次のページから条項が載せてございますが、新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。

この改正は、育児休業法等の改正によるものでございまして、まず第2条でございますが、育児休業をすることができない職員についての規定でございますが、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができるとする改正でございます。また、あわせて非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理でございます。第2条の改正前のところには、1項から6項までいろんなことが書いてございますが、上の段、改正後はこの二つだけになるという形でございます。

続いて第2条の2項でございますが、育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間については新設でございまして、人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を57日間とすることを規定したものでございます。

続いて第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情という部分について規定をするものでございますが、第1号は、第5条の改正に伴う規定の整理でございます。第4号の改正欄は、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後、3ヵ月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとする改正でございます。第5号については、子の出生の日から一定期間内　　これが57日間以内でございますが　　に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができるよう育児休業法が改正されたことに伴う字句の整理でございます。

続いて第5条でございますが、育児休業の承認の取り消し事由についての規定でございます。これは次のページになりますけれども、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由に当たらないこととする改正でございます。

第8条については、第5条の改正に伴う字句の整理でございます。

続いて第10条の改正でございますが、これについては、育児短時間勤務をすることができない職員についての規定でございます。職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとする改正でございます。並びに、先ほどと一緒にございますが、非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理でございます。

第11条の改正は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情についての規定でございます。第1号と第4号の改正は、第14条の改正に伴う規定の整理でございます。第5号のところは、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後3ヵ月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了の日から1年以内であっても、育児短時間勤務をすることができることとする改正でございます。これが第5号の改正です。

次に第14条でございますが、育児短時間勤務の承認の取り消し事由でございます。職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取り消し事由には当たらないこととする改正でございます。

次に第18条でございますが、部分休業をすることができない職員についての規定です。これは職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとする改正及び非常勤職員に関する規定の整理でございます。

第19条の改正は、字句の整理でございます。

以上のような改正点を盛り込んでございますが、もう一度本文の方へ戻っていただいて、附則のところを朗読させていただきます。

附則、施行期日、1．この条例は、平成22年6月30日から施行する。

経過措置、2．この条例の施行の日前に改正前の東白川村職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第12条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の東白川村職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第12条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなすという経過措置をつけてございます。以上です。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第9、議案第44号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

議案第44号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年6月22日提出、東白川村長。

これも新旧対照表を載せてございますが、条文が非常に細かいので、概要を説明させていただきます。

この改正は、児童扶養手当法の一部改正に伴う改正でございます。現行規定は、児童扶養手当法により、母子家庭については児童扶養手当が支給されてございます。しかし、そういったことで消防職員や消防団員等に支給される公務災害補償との需給調整が図られてございます。具体的に言いますと、母子家庭の団員が災害等で手当を受けなければならなくなったときには、子供が2人ある団員としますと、月額大体4万6,000円ほどの児童扶養手当が出るという状況でございます。この分を公務災害補償から減額する規定が現在ございます。それまでは、父子家庭についてはこの児童扶養手当がなかったわけですが、今回この法律が改正になって、父子家庭についても同じように児童扶養手当が支給されることになったため、父子家庭の団員の補償についても児童扶養手当と公務災害補償とのところで調整をするという条項を盛り込んだもので、先ほど申しましたように、例で言いますと、例えば配偶者及び子供が2人ある消防団員が亡くなった場合なんかは4万6,000円ほどの児童扶養手当が出るので、その分を公務災害補償の方から減額する調整の規定が盛り込まれたという内容でございます。

内容はそういうことでございまして、附則については、この条例は平成22年8月1日から施行するというところでございます。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第45号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第10、議案第45号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課長 安江宏君。

教育課長（安江 宏君）

議案第45号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について。東白川村保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年6月22日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村保育所条例の一部を改正する条例。

東白川村保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第2及び第3の項定義の欄中というふうに書いてございますが、新旧対照表を別紙に出しておりますので、対照表の一番最後のページの表裏をごらんいただきたいと思います。

ここに示してあります新旧対照表、別表につきましては、東白川村保育所の保育料の徴収基準額表になっておりますが、もとは厚生労働省の労働事務次官通達によりまして、保育所運営費の支弁徴収額等の適用する額の一部改正の通知があったものに今回対応するというで提出をさせていただくものでございます。

改正欄の階層区分の第2、第3の定義の欄で、第1階層及び第4から第8階層と書いてございますが、従前は7階層までであったということで、今回8階層ができることによる改正でございます。

裏面の方をごらんいただきたいと思います。

次に、第7階層と第8階層に改正がございます。第8階層を新たに加えて、第7階層の額を、今まで「41万3,000円以上」であったものを今回「41万3,000円以上73万4,000円未満」、保育料の金額を、「4万5,000」であったものを「4万5,000（保育単価限度）」ということで示すものでございます。「2万9,000」を「2万9,000（保育単価限度）」と改めるものでございます。第8階層については、73万4,000円以上、保育料については4万5,000（保育単価限度）、2万9,000（保育単価限度）として改正するものでございます。

もとへ戻っていただきまして附則の欄ですが、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月分の保育料から適用するということで提案させていただきます。

なお、保育料の月額につきましては、7階層、8階層を保育単価限度額として改正するため、保護者の7階層、8階層は、東白川では現保育園では存在がございませんので、影響される人はないということで、そういった説明をさせていただきます。

なお、この限度額設定につきましては、近隣の町村の方を照会させていただきまして、加茂東部、大体同じ扱いとなっておりますので、報告させていただきます。以上です。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時からで、チャイムが鳴ってから始めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

議長（服田順次君）

午前中に引き続き会議を開きます。

議案第46号及び議案第47号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第11、議案第46号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から日程第12、議案第47号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件を補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

議案第46号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。平成22年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,194万円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,734万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年6月22日提出、東白川村長。

資料の方は、2ページの第1表、それから6ページに入りまして、事項別明細書の総額の朗読は省略をさせていただきます、8ページの歳入のところから御説明を申し上げます。

歳入、13款国庫支出金、1項国庫負担金の3目民生費国庫負担金でございますが、補正額、トータルで55万円の減額です。これにつきましては、児童手当負担金で647万7,000円減額、子ども手当負担金で592万7,000円の増額でございます。子ども手当、児童手当の交付事業における財源補正でございます、国費、県費の歳入歳出の内容変更による財源補正でございます。当初予算においては、児童手当負担金は従来の児童手当分と子ども手当分への充当相当額を含んだ予算でございましたが、子ども手当充当額部分が子ども手当として交付されることに決定したため、児童手当負担金と子ども手当負担金の間の財源補正を行うものでございます。

14款県支出金、1項県負担金、3目民生費県負担金も同様の理由でございます、トータルで10万5,000円の減額でございます。児童手当負担金で423万7,000円の減額、子ども手当負担金で413万2,000円の増額でございます。

8目土木費県負担金190万円の増額、これは地籍調査負担金が増額されたものでございます。

14款県支出金、2項県補助金でございますが、3目民生費県補助金、これは説明欄にございますが、地域子育て創生事業補助金として、歳出のところで説明いたしますが、保育園の遊具の購入補助金で80万7,000円の増額でございます。

6目農林水産業費県補助金1,384万7,000円の補正でございます。説明欄にございます路網整備地域活性化事業補助金780万と、森林整備地域活動支援交付補助金604万7,000円の増額でございます。

7目の商工費県補助金は1,169万円の増額で、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費の補助金が増額されたものでございます。内容につきましては、歳出の段で若干説明をさせていただきます。

14款県支出金、3項県委託金、2目総務費県委託金でございます。こちらはトータルで297万1,000円の増額でございますが、岐阜県議会議員選挙の委託金と経済センサスの委託金が増額となっております。

16款寄附金、1項2目指定寄附金でございますが、説明欄にございます方からの社会福祉施設整備指定寄附金がございましたので、増額させていただくものです。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金のふるさと思いやり基金の繰入金でございますが、これは歳出のところで説明がございまして、ふるさと思いやり基金の中で植樹用の指定寄附がございましたので、今回それを利用するために繰り入れるものでございます。

18款の繰越金でございますが、1項1目繰越金、前年度繰越金を1,306万6,000円増額するものでございます。繰越予定額は3億5,606万ほどございまして、当初1億2,600万ほど使用する予定になっておりまして、今回1,300万ほどの補正額で、残り使用可能額は2億1,900万ほど予定をされるものでございます。

10ページでございますが、19款諸収入の4項4目の雑入でございますが、トータルで188万6,000円の減額。まずフォレストスタイルの使用料で230万円の減額でございます。当初は6棟分を4%の計算をしてございましたが、事務を進めるに当たりまして、競争率をつけるためということもございまして、7棟を2%、設計士等の紹介に当たる部分は0.2%ということで、これを4棟ということで、差し引き230万円の減額でございます。社会福祉協議会委託事業前年度精算金は、41万4,000円、社会福祉協議会からの返還金でございます。

次に歳出でございますが、2款総務費、1項1目一般管理費ですが、説明欄の総務一般管理費でございますが、需用費で修繕料54万2,000円、これは庁舎の地下タンクの内壁の修繕料54万2,000円でございます。修繕することによりまして委託料が若干減りますので、3万2,000円の減額も含んでございます。それから工事請負費の65万8,000円は、地元から要望がございました旧の越原茶工場の裏の廃屋の解体工事のための費用でございます。次に職員厚生費は報償費3万円でございます。これは、職員のメンタルケアのための知識を得るための勉強会を開きたいということで、その講師謝金を組んでございます。文書費は8万5,000円の減額でございます。これは官報の購読を、紙ベースから次のネットサービスでとるということにしましたため、文書費を減額するものでございます。

5目財産管理費のところ、今説明しました官報のサービスを受けるための使用料及び賃借料の行政情報化推進費ということで2万6,000円の増額でございます。

次に、6目企画費は、昨年調査をしました小水力発電実現化事業ということで、総額で58万円の補正でございます。内容は、講演会1回の講師謝金、旅費等、それから平用水を利用して中学校のグラウンド前に小水力発電の水車と発電機とイルミネーションを設置し、住民の方に小水力発電の啓蒙を行うための事業を組ませていただいたものです。内容については、NPOの地域再生機構へ設計等を委託しますし、商工会の青年部に作業の委託をすることが、12ページの委託料のところ組んでございます。備品費は、発電機等でございます。

7目の交通安全対策費は34万2,000円の増額でございますが、これは陰地の今田屋さんのところのマウンドになっております国道のところの「歩行者横断注意」の表示装置ですが、これを修繕するものでございます。

10目の地域情報化事業費は、フォレストスタイル事業で318万7,000円の増額でございます。報償費で314万5,000円、中身は委員等の謝礼、これは建築士を招聘して地元の建築業者さんに研修していただくための講師の謝金と、それから提供素材費ということで311万5,000円組んでございますが、これは契約をいただいたお客様に80本の柱材をプレゼントするというもので、11棟分を組ませていただいております。旅費は、講師の旅費でございます。

次に、2款総務費、4項7目岐阜県議会議員の選挙費でございますが、300万円の増額でございます。以下、13ページにその中身をずうっと書いてございますので、よろしく申し上げます。

次に14ページでございますが、2款5項1目の統計調査費は、経済センサスの需用費と役務費のところの出し入れで1,000円だけの増額でございます。

次に、3款民生費、1項3目の保健福祉費でございますが、10万円の増額。これは先ほどございました社会福祉施設整備基金への積立金10万円でございます。

4目の老人福祉費は、介護予防・地域支え合い（外出支援サービス）事業の透析の患者さんたちを送っている事業でございますが、新しく雇用したい運転手のための研修が必要ということで、大型免許がないとこの指定した研修を受けなければいけませんので、その受講料を3人分追加で組ませていただいております。次の役務費のところの通信運搬費の3万2,000円は、患者さんたちと、それから運転手さんとの連絡をとるために携帯があった方が便利ということで、携帯の使用料だけ組ませていただきます。本体はゼロ円のものをご購入予定でございます。

次のページでございますが、3款民生費の2項1目児童福祉総務費でございますが80万8,000円、先ほど歳入のところにもございましたけれども、子育て支援事業として、備品購入費ということで遊具を1基購入するものでございます。

次に、2目の認可保育所費でございますが、みつば保育園の運営費として、まず賃金で177万5,000円、これは4月の異動で1人保育士が事務配転になった関係で、臨時の賃金を新たにここへ組ませていただくものでございます。また、委託料は、保育園の給食業務委託が始まったわけですが、委託費の確定と、一月当たり20日の計算をしておりましたのを22日分に見積もり直すもので、若干の増額をさせていただくものでございます。

4款衛生費、1項2目の予防費でございますが、ここから15ページ、それから16ページの中段までは、それぞれ前年度の保健事業の精算による返還金を計上させていただいております。総額で12万6,000円の増額です。

3目の母子健康センター費も同じことで、次世代育成支援事業の返還金ということで、16万円の補正でございます。

6款の農林水産業費、1項5目の山村振興事業費14万7,000円の増額でございますが、山村振興事業費として五葉会館の屋根の補修の要望が出ましたので、3分の1の負担をさせていただくものでございます。

6目の畜産業費は、口蹄疫対策事業として防疫服150着、長靴カバー150足、長靴5足とか、消毒液20袋を買う費用でございます。それぞれ畜産農家に配付するものほか、役場で備蓄をするものでございます。

次に、2項2目の林業振興費1,386万4,000円の補正ですが、まず森林整備地域活動支援交付金事業では606万4,000円で、新たに追加されましたので、境界の明確化300ヘクタールと、実施地域の明確化、あるいは歩道の整備等で606万4,000円の追加でございます。また、村有林の管理事業として基幹作業道の開設工事780万円の増額ということで、既に決定いただいた部分のほかに補助林線というのが600メートル決まっていりましたし、新築1号線では50メートルの減額がございましたが、その差額で780万円の増額でございます。これは路網整備加速化事業（基金事業）で県の補助を受けて行う事業でございます。

7款商工費、2目の地域づくり推進費、まずイメージアップ事業で10万円。これは先ほどの思い

やり基金の10万円でもみじの苗200本を買う予算でございます。植栽先は、鮎ヶ瀬公園のところを今整備しております展望台のところの山に植えさせてもらうものでございます。

次に、こもればの里総合管理事業では、味彩の冷凍庫が故障したため3分の1の補助をするもので16万7,000円でございます。次に、緊急雇用創出事業で1,169万新たに追加をされましたので、村有林の下払い、枝打ち、間伐等をやる事業として1,169万円を追加させてもらうものでございます。地域づくり推進費としては1,195万7,000円の増額でございます。

18ページでございますが、8款土木費の1項1目土木総務費は30万円の増額。これは、今年度から新たに整備しました公共施設等自主修繕支援事業の要望箇所がふえてきたため、今4ヵ所要望をいただいていますし、予定も3ヵ所あるということで30万円の増額をさせてもらうものであります。

次に地籍調査費は、負担金がふえてまいりましたので、内示がふえたということで、継続地域で調査をふやすということで253万4,000円の増額でございます。

次に、8款土木費、3項1目住宅管理費ですが、これは清流荘の西室の給水機、それから木曾渡住宅の1号棟の老朽、劣化による畳がえの費用でございます。合わせて36万3,000円でございます。

9款消防費、1項1目非常備消防費は、5月2日の林野火災に対する出動手当でございます。

次の3目の災害対策費は11万9,000円ですが、防災無線の登録点検手数料と、5年に1度の点検委託料を組ませていただきました。

次に、10款教育費、1項2目事務局費ですが、学校保健会費として薬品処理委託料24万7,000円、小・中学校の実験用の薬品でございますが、学校薬剤師による点検の結果、古いものは処分した方がいいということで、専門の業者に委託をして処分をするものでございます。

10款2項2目教育振興費、小学校就学援助事業は、扶助費でございますが、準要保護児童の人数の変更による2,000円の増額でございます。

20ページは、同じ項目でございますが、中学校の保護児童の変更による5万9,000円の増額でございます。

次に、4項2目の公民館費でございますが、公民館事業として今年度取り組みますお出かけ公民館講座ということで、今回、小牧のオーケストラの、役場のバスを使って募集をして、これを聞きに行っていただくという事業を組むということで、そのための広告料、あるいは臨時運転手さんの賃金等を組ませていただいたものでございます。一番下の備品購入費は、パソコン教室のOSの新しいものが欲しいということで、1台購入させてもらうというものでございます。

次のページの教育費の5項1目保健体育総務費は、御存じのINAS - FIDサッカー第5回世界選手権大会南アフリカ大会、若干障害がある方の世界大会に神付の熊崎将大君が出場することが決定しておりまして、その壮行会を実行委員会方式で7月23日に開催される予定でございますが、それにつきまして、横断幕等の諸費をこちらの方で予算化して、御援助申し上げたいというところでございます。以上です。

議長（服田順次君）

国保診療所事務局長 安江弘企君。

診療所事務局長（安江弘企君）

議案第47号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,058万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年6月22日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから6ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきます、7ページの2の歳入から説明をさせていただきます。

6款1項1目繰越金、補正額343万円、前年度の繰越金でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額15万円、2名の方から寄附をいただいております。

8ページになりますが、歳出、2款1項1目医業費、補正額343万円。説明欄のところにありますけれども、使用料77万円を減額して、備品購入費420万、増額の補正をするものです。これにつきましては、検査室にあります自動分析装置ですけれども、7年経過をしまして新しいものに買い換えをしたいということで、当初はリース料で計画をしておりましたけれども、中古を購入するというので、備品購入費で計上をさせていただきます。

3款1項1目基金積立金、補正額15万円。先ほどの寄附をいただきましたものを基金に積み立てるものでございます。以上です。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

2番（桂川一喜君）

一般会計の説明書の10ページないしは12ページで、12ページの方に歳入についても書いてありますので、12ページを見ながらお話をさせていただきますが、10目のフォレストスタイル事業についてなんですが、収入についての下方修正がなされて、その内訳についてはさっき説明をしていただきましたのでわかったわけなんですが、実は当初4%のある一定の棟数でやるという方向性でスタートした予算が、フォレストスタイル事業については、単独の事業として収支を考えるかどうかという点は確かに残ってはいませんが、収入の減ということで230万ほど上ってしまっていて、実は支出については、土台等の、村長さんの方針等で、単純に11棟に対して補助を出すと。ここまでは別に問題ないんですが、実はその両方の差額をとってみると、ここにあるように、一般財源から550万ほど支出がふえていると。そこをとって見たときに、今回はたまたま最初の予定よりも収入が減ったということでごうなっていますが、今後、この事業を展開していくときに、収入が減ったら、それをすべて補正、補正で補助をしていくような方向性が今回の補正から見受けられるような気がするんで、実際

には収入が減ったら、どんな事業でもそれに見合うだけの支出を減らす努力というものが、今回の補正の中に残念ながら見受けられないんです。

例えば今回のことを仮によしたした場合、次回、収入が減りましたと。減ったときに、じゃあ、それに対してどうやって経費を削減するかという方向性を御説明いただかないと、今回の補正を通すことでなし崩しのように、毎回毎回、収入が減りましたと。特に一番心配しているのは、実は一定量の棟数が売れた中の内訳が変わっていくことの心配というのがあります。フォレストスタイル物件というホームページの方から順番に来たものについては2%が確保されるわけですが、工務店でずとか、設計士の方から来てしまうところが10分の1に減ってしまいます。ただし、サービスの点は、何の変わりもなく提供するという方針になっていますので、この内訳が今後変わってくるというのは、今回の11棟に限っても完全に完成しているわけじゃない、次に来年20棟とか30棟いったときに、うっかり工務店でずとか建築士預かりの物件がふえてくると、ますますこれが村の単純なる出費につながる可能性があるんで、収入が減っていくことに対する支出を下げる努力というものの方針だけでも伺わないと、この今回の補正についてはちょっと疑問点を残したままになるような気がするんで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（服田順次君）

産業建設課長 松岡君。

産業建設課長（松岡安幸君）

フォレストスタイル事業については、事業が始まったばかりで、これをしっかり軌道に乗せていく必要があります。今たまたま540万の一般財源というふうになっていますけれども、もっと今の厳しい村の木材産業を活性化するためにも、このことはまだ続けていかなければならないと思います。そのパーセントを下げることによって業者に力をつけてもらうように、業者を育成していくということもありますので、まだまだこの歳出の費用の方ばかりを重点じゃなくて、村全体の活性化を考えて進めていくということが必要じゃないかと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（服田順次君）

2番 桂川一喜君。

2番（桂川一喜君）

今の説明は、ある程度は理解しているつもりですが、実は工務店預かりと建築士預かりのものについては、今までお金をかけてきたフォレストスタイルという仕組みがなくても、一定のサービスを提供する取り決めさえあれば実現できる可能性があるということがわかっているだけに、ちょっと口惜しいものがあります。今まで補助金という大きなお金を利用してつくっていた仕組みを使った上での売り上げの増加でしたら何の問題もないというのはわかっているんですが、実はこの工務店預かりでずとか、建築士預かりのものについては、サービスが提供できるという点が非常に重要な営業の価値として使われている場合が多くて、この場合は、一番当初使われている6,000万でずとか、投資に見合ったものではない部分で動いていくので、もしこれがふえるようなことになってい

くと、もともとの2%ないし4%を見越していた部分との兼ね合いについてちょっと不安が残るような気がするので、この建築士預かりと工務店預かりについての実際の現状をちょっと一つだけ教えていただければと思います。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

このフォレストスタイル事業については、議員も御理解をいただいておりますが、村の木材産業を活性化するというのが目的でございます。それで、国の予算をいただいてサイトをつくったということでございますが、これを運用するに当たりまして、当然、大勢の設計士、そして村の業者が一緒になってこれをやっておるわけでございますが、実は設計士が今持ち込みの分と、こういうことでございますが、これはこの事業によって集まった設計士さんが、この事業で我々の個人のお客さんもこの事業に組み込ませていただきたいと、そして東白川の材木を売っていきたくて、こういう御希望でございます。

それで、建築士の持ち込むものは、何人かの競争入札ということになるわけですが、村の業者は、1棟請け負うと4%払わなければならない。これだけほかの地域の業者とマイナスになるわけですね、入札する場合。それを何とか軽減しようとするのがこのパーセントの収入が減った部分ですね。それから、もう一つサービスで支出をふやした部分は、ヒノキを80本サービスしますと、こういう事業なんです。これはどうしてかという、この事業を我々がいかに力を入れて軌道に乗せたいかということをお皆さんに知っていただきたい、そして、設計士ももう少しふやして、軌道に乗せていきたいという思いでございます。収入が減ったから出していくというわけじゃなくて、両方とも意味は一緒なんです。そういう意味でこの事業を見ていただきたいなと、こんなふうに思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（服田順次君）

2番 桂川一喜君。

2番（桂川一喜君）

今の村長さんの言われたことも承知の上でちょっと質問という形で重ねさせていただきますが、今言われた村内の事業者を守りたいがゆえの2%が0.2%に下がっているということも伺ってはいるんですが、この中で1点だけ僕がどうしても解せないところは、最大の利益を生むであろう建築士さんの方から手数料をいただくという仕組みをどうして構築できなかったかということで、工務店さん側が常に手数料を払うという仕組みのせいで、入札をするたびに工務店さんがその手数料で入札の戦いに勝てなくなるおそれ、ましてや、悲しいかな、実は村内同士でやる場合は同じ4%もしくは2%がかかるわけですから競争力には問題ないですけど、村外の業者さんとどうしても戦わないと入札に勝てないという仕組みが最後にこの中に残してある。この辺が最後に、何のためにその業者さんという疑問点との兼ね合いで、これはただの疑問として残っているので、建築士さんの

方からどうしても手数料を取れないという仕組みになってしまったかのお答えだけちょっといただければと思います。

議長（服田順次君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

建築士さんは、村へ仕事を持ってきていただく大事な仕事です。例えば建築士さんが受けた仕事をどうしても東白川へ持ってこなくてもいいわけです。よそへ持っていってもいいという話になりますので、建築士さんは村へ仕事を持ってきていただく重要な接点でございますので、このつながりはまだまだ続けていかななくてはならない重要な部分だと思っております。

議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第47号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第47号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件は、原案のとおり可決されました。

議案第48号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第13、議案第48号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

議案第48号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求め。平成22年6月22日提出、東白川村長。

1．財産の名称・数量並びに設置場所、名称は、庁内ネットワーク機器。数量、一式。設置場所は、役場庁舎内でございます。2．取得の目的、既設機器の老朽化に伴う更新取得でございます。3．取得の方法、指名競争入札。4．取得予定価格、1,186万5,000円。5．購入先、岐阜市柳津町流通センター1丁目8番地の4、株式会社インフォファーム。

内容につきましては、お手元の議案説明資料の一番最後のページでございますが、ネットワーク機器一覧表がございますので、御参考をお願いいたします。以上です。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

閉会中における議会運営委員会の継続調査について

議長（服田順次君）

日程第14、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨理由の説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

議会運営委員長（安倍 徹君）

平成22年6月22日、東白川村議会議長 服田順次様、議会運営委員会委員長 安倍徹。

閉会中の継続調査申し出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1．会期及び会期延長の取り扱いについて。2．会期中における会議日程について。3．議事日程について。4．一般質問の取り扱いについて。5．その他議会運営上必要と認められる事項。

6. 議長の諮問事項に関する調査について。以上でございます。

議長（服田順次君）

お諮りします。委員長の申し出事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

議長（服田順次君）

本定例会に付された事件は、すべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成22年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

村長。

村長（安江眞一君）

それでは、閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

きょうは大勢の方に一般質問もいただき、いろんなアドバイスをいただきました。今後の村政に生かさせていただくようにいたします。どうか今後ともよろしく願いをいたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

午後1時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員